

---

種 別： 文献紹介

タイトル： Timo Koivurova, Introduction to International Environmental Law  
(2014, Routledge)

著 者： 堀口 健夫

所 収： 『上智法学論集』第59巻2号（平成27年10月）103-108頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

---

## 文献紹介

---

# Timo Koivurova, Introduction to International Environmental Law (2014, Routledge)

堀口 健夫

---

「国際環境法」なる国際法分野が認識されるようになったのは、概ね 1970 年代以降のことであるが、その後の様々な環境問題に対する条約体制や国家実行、判例、学説等の蓄積により、近年の「国際環境法」の体系書・教科書の中には 1000 頁に迫るものも現れており、またその多くは複数の著者の共著の形とならざるをえない状況である。このような法の急速な発展は、各環境分野の特性に応じて、さらに内部での専門分化の傾向を生み出している一方、近年では持続可能な発展の理念の下、自由貿易等といった非環境分野の制度への環境法規範の統合も課題となってきた。こうした状況において、「国際環境法」の全体像や特質を把握することは、初学者は勿論のこと、各環境条約体制等の展開のフォローに日頃追われがちな実務家や研究者にとっても、必ずしも容易な作業ではなくなっている。本稿が紹介する Timo Koivurova の Introduction to International Environmental Law は、こうしてやや「混沌」を含みながら発展しつつある法分野について、平易な見取り図を提供しようという 1 つの注目すべき試みである。以下では、同書の概要を整理したうえで、いくつかの簡潔な考察を加えることでその紹介としたい。

同書は、入門的な書籍であることもあって、分量は 200 頁ほどに抑えられており、大きく 7 つの章から構成されている。目的や構成などを述べる導入部分に続いて、まず第 1 章（「国際環境法の基本論点」）では、国際環境法がなぜ必要とされてきたのか、いかなる要素やアクターがその発展や運用に影響を与えているのか、それは問題解決にとって有効なのか、といったように、国際社会の現実との関わりをめぐる基本的な問題について検討・整理がなされる。一国では対処が困難な環境問題の登場が国際的な制度を要請する一方、主権国家体系を基盤として発展してきた国際法が、そもそもそうした問題に有効に対処するかはやはり問われねばならない。本章では、国際環境法の社会的機能の諸側

面について一定の説明が与えられるとともに、同法分野の発展が、法源論、国際法と国内法の関係、法主体論、遵守論といった国際法一般の理論的問題にも影響を与えうるものであることが示唆される。本書の根底に一貫しているのは、伝統的な国際法が環境問題に十分に対処しうるのか、また今日の発展しつつある国際環境法がそうした伝統的な法に照らしてどこまで独自性をもっているのか、という基本的な問題意識である。

国際環境法の特徴をより一般的な国際法体系との関わりにおいて慎重に見極めようとする筆者の基本的な姿勢は、その歴史的発展を検討する第2章(「国際環境法の歴史」)においても伺える。そこでは、環境要素の国際的保護を直接の目的とする法の発展をただ単にたどるのではなく、そのような法の出現を第二次世界大戦後の国際協力の進展や、植民地独立国の登場といった、より広い文脈の中にまずは位置づけている。そして、人権保障や持続可能な発展の要請との関わりをも視野に入れつつ、その法の発展を概観し、国際環境法が環境損害の削減等で一定の役割を果たしてきたと評価する一方、実際の環境の状態は悪化しつつあるという問題状況を指摘する。

続く第3章(「国際環境法規範の定立と発展」)では、国際環境法規範の形成の特徴と論点が整理される。国際環境法の生成・発展においては、関連するアクターが多様であること、また科学的知見の進展が重要な役割を果たしてきたという特徴がまず説明される。そのうえで、条約、国際慣習法、法の一般原則、二次的法源といった伝統的な法源の役割を順次検討していくが、特に著者は、「ソフトロー」や「レジーム」といった概念に依拠しながら、個別の環境条約を基礎に、組織的かつ継続的な規律が展開されていることを強調する。環境問題が一般に持続的な管理制度を必要とするためであり、迅速に問題に対処するため締約国会議等を通じた柔軟な規範形成がみられる点に、今日の国際環境法の特徴があることが示される。

第4章(「国際環境保護の諸原則」)からは、環境分野における国家の権利義務の内容に関わる検討に移る。ここで著者は、まず伝統的な一般国際法の原則が同分野においても秩序の基礎を形成しており、重要な役割を果たしていることを示す。すなわち、場所や空間の管轄・使用に関わる領域主権等の原則、そして主権国家の共存という構造を基盤に発展してきた越境汚染等に関わる原則が順次説明される。そのうえで、グローバルな環境ガバナンスの文脈で新たに発展してきた環境保護の原則について、公正に関する原則(「共通だが差異のある責任」等)と、実体的・手続的な原則(「予防原則」等)に分類しつつ、検討が加えられ、それらの法的地位は必ずしも十分確立していないものの、条約レジ-

ムの規律等の局面で役割を果たしつつあるとされる。また著者は、生態系アプローチや排出権取引といったように、元々国内環境法で発展してきた新たな取組方法や管理手法が、国際法平面においても採用されつつある傾向を指摘する。

そして第5章（「国際環境法の諸分野」）では、各環境分野における具体的な制度の展開や問題が概観されるが、著者がまず強調するのは、国際法のいわゆる「断片化」であり、さらには国際環境法内部における「断片化」の問題である。前者については、主に自由貿易を目的とするWTO体制を例に、同体制下の紛争処理における国際環境法規範の適用の問題を取り上げる。また後者については、各環境条約体制で個別具体的な規律が展開されている一方で、秩序の一定の体系性や内部での制度連関がみられる環境分野として、海洋環境保護、国際水路の保護、生物多様性の保全、大気の大気保全を具体的にとりあげ、それぞれの制度の展開や問題が概括的に検討される。

第6章（「環境損害に関する法的責任」）では、簡潔ではあるが、環境損害の事後救済の問題が扱われる。同章では、まず賠償責任に関する一般規則の法典化の顛末が述べられた後、一般国際法上の責任規則が相当の注意義務違反を意味する過失責任に依拠しており、無過失責任はあくまで個別の条約上の特別な制度であることが説明される。しかし著者は、環境分野においては、過失に依拠した責任制度が実際に適用されることは稀であるとし、実際上の意義は乏しいと評している。

以上のように国際環境法の全体像を示したうえで、本書は国際環境法の展望を述べる最終章（「国際環境法の未来」）によって締めくくられる。著者は、国際環境法がいわばグローバルな行政の一部と把握されうるような特質と多層的な秩序を発展させつつあると指摘したうえで、国際環境ガバナンスのさらなる改善の必要性を主張する。特に条約レジーム間の協働の重要性を指摘し、その優れたモデルとしてバーゼル条約・ロッテルダム条約、ストックホルム条約の3条約の協力関係を紹介する。そして最後に、最も緊急かつ困難な課題として気候変動問題を取りあげ、いくつかの対処方法の提案を概観したうえで、より根本的には生態系・生物圏の保全を志向するような我々の世界観の変容が不可欠であることを強調して結びとしている。

以上が内容の概要であるが、国際環境法の全体構造や特性、基本論点が、初学者（法学部生のみならずメディア関係者や一般市民等も読者として想定されている）にとっても理解に困難がないよう、できるだけ平易な表現で手際よく整理されているというのが全体的な印象である。それゆえ、やや無難な中身といえ

なくもないが、入門書・教科書として少なくとも以下のような特筆すべき点がある。

第1に、国際環境保護の法的側面の全体像とその展開を十分に理解するためには、環境保護を直接の目的として定立・作成された条約やソフトロー文書のみならず、一般国際法や非環境分野の国際法制度に対する理解も一層必要とされつつあることを、限られた分量の中で巧みに読者に伝えようとしている。特に非環境分野の制度については、環境保護の価値と対立的に機能しうる側面(例:WTO紛争処理機関における環境法規範の扱い)のみならず、いわば環境保護促進的に機能しうる側面(例:国際人権機関による被害救済)にも光を当て、国際法秩序全体にいかに関環境保護の価値を統合していくかが、今日の基本的課題であることを所々で示唆している。環境保護に関係する法的論点の中には、単なる環境法のスペシャリストでは十分扱えないものが今日少なくないことも、初学者はまず認識しておくべきであろう。

第2に、それぞれ詳細な論述があるわけではないが、国際環境法と国内環境法の関係についていくつか重要な指摘がある。1つは、国際環境法の目的実現における関係国の国内実施(national implementation)の重要性の指摘である。例えば環境条約上の義務は、原因活動を行う企業等の規制を締約国にしばしば求めることから、締約国は適切な国内法令をもって対応せねばならず、必要ならば新規立法や法令改正がなされる。そしてそうした法令に基づいて、行政は効果的な規制を実際に展開していかねばならない。こうした国内実施の重要性は国際環境法の特質の1つであるといえるが、従来国際環境法学においてはこの局面をめぐる論点は研究の射程外とされる向きもあった。もう1つは、具体的な規制手法やアプローチの発展に関わる国際環境法と国内環境法の相互作用である。本書が言及しているように、例えば排出権取引や生態系アプローチなどは、国内制度を先例に国際平面でも導入が進められてきたものである。環境分野では、環境保護に有効な手法等が様々に考案され、その実施の結果がフィードバックされていくような一種の学習のプロセスが展開されているが、そうしたプロセスは国際平面と国内平面の間の相互作用をも含んでいる。以上のような意味でも、効果的な国際環境保護の実現を考えるにあたっては、国内環境法の展開も視野に入れることが不可避となっている。

なおさらにいえば筆者は、今日の環境保護をめぐる国際的なガバナンスが、国家によるものに限らず、より多層的に展開していることも、最終章でごく簡潔に指摘している。それ以上に具体的な説明はないが、例えば行政官による国際的なネットワークや、民間の国際基準などの役割もおそらくは念頭に置いて

いるのではないと思われる。この点も重要な指摘であり、法学のみならず政治学等を含めた学際的視点の一層の必要性が示唆されている。

そして第3に、本書の記述の特徴として、先住民の権利や極地、或いは北欧に関わる制度や実行等が参照されることが目立つ。これは著者の Koivurova の研究領域、或いは出身を直接に反映している。この点は、国際環境法をできるだけ一般的に記述するという著者の掲げる意図からすれば、内容に偏りをもたらしていると批判されるかもしれない。だが、そうした偏りは深刻なものともたはいえず、むしろ他の教科書等からは得られない貴重な知見や論点を提供しているというべきであろう。

他方、本書が残している問題について、ここでは2点指摘しておきたい。1つは、伝統的な国際法と国際環境法の原則との関係の論述が、やや不明瞭なままにとどまっている点である。著者は新たな国際環境法の原則として、例えば共通だが差異のある責任といった公正に関わる原則や、予防原則など事前防止に関わる原則に具体的に言及する。しかしこれらの原則は、伝統的な国際法の原則と全く断絶した原則なのであろうか。例えば前者の公正に関する原則に関しては、従来の衡平概念とどのような関係にあるのかは問われうる。また後者の事前防止に関わる原則についても、伝統的な無害原則等との関係は必ずしも明確に整理されていない。伝統的な国際法秩序との関係において、1つの法分野としての国際環境法の特性を明らかにしようという著者の基本的な意図からすれば、これらの点にはもう少し踏み込んだ検討があつて然るべきであったように思われる。入門書という性質上、詳しい検討はなくとも、より明確な整理は示されてもよかつたのではないだろうか。

もう1つは、紛争処理、特に裁判の扱いについてである。本書では、例えば歴史や法源を扱う章において、国際環境法の発展における国際裁判機関の役割について説明がなされている。しかし、紛争処理を扱う独立した章や節等がないことから伺えるように、国際環境紛争の処理という観点からの制度の意義や限界に関する記述は乏しい。また法の発展という観点からの評価についても、制度間の統合における法解釈の意義や限界といったように、筆者が強調する「断片化」の問題に関わる論点があまり扱われていない。たしかに環境分野における法の発展や紛争処理（或いは紛争回避）においては、各環境条約レジームによる規律のプロセスが中心的な役割を果たしてきていることは否定できない。しかし近年、国際環境法に関わる国際裁判所の判断や意見も徐々に蓄積しつつあり、最近では国際司法裁判所の捕鯨事件判決（2014年）のように、関係する条約レジームの機能不全を背景に、国際的な環境公益裁判に類すると評

されうるようなものまで現れている。こうした状況に鑑みると、環境紛争の解決や国際環境法の発展における国際裁判機関の役割について、条約レジームや他の紛争処理手続との関係も念頭に置いた、より包括的な説明があればなお良かったのではないと思われる。もっとも、最後に言及した捕鯨事件の判決についていえば、おそらく判決前に本書は脱稿されたと推測され、その評価は次版以降の課題であろう。

以上の問題点に鑑みると、国際環境法は1つの法分野として認識しうるほどの特性を結局のところ備えているのか、という本書の根底にある問題意識について、疑念を十分に払拭しているかは依然として問われうるかもしれない。だが、以上のような指摘は入門書を意図する書籍に過剰な要求をしているのかもみられず、またいずれにせよ前述したような本書の価値を大きく損なうものではない。個別の環境条約レジームの発展・実施は勿論のこと、他の国際法分野との関係、国内環境法との関係、さらには各環境分野の断片化や地域性といったより幅広いテーマの中にも、今日の国際環境法学の重要論点が含まれていることを、本書を通じて読者は認識するはずである。

最後に本書の形式上の特徴として、読者の理解を確認し、或いは理解を深めるための設問や検討事項、さらには参考文献、関連するウェブサイトが、各章末で整理されている。また視覚的なイメージを提供する写真や、重要事項等の補足的な説明を行うボックスも適宜挿入されている。これらは、従来の重厚な教科書・体系書では必ずしも十分手が届いていなかった配慮・工夫であり、初学者を想定した入門書としての価値を高めることに寄与しているといえよう。

(本学法学部教授)